

新型コロナウイルス対応緊急資金

災害対策緊急資金（セーフティネット4号）

新型コロナウイルス感染症の発生による影響を受け、売上げが減少する等、業況が悪化している中小企業者等の皆様を支援するため、融資制度を実施しておりますので、御活用ください。

融 資 対 象 と な る 方	◆京都府内に事業所又は営業所があり、府内で6箇月以上（セーフティネット保証4号は1年以上）継続して同一事業を行っている中小企業者、組合又は特定非営利活動法人で、新型コロナウイルス感染症の発生による影響を受け、経営状況が悪化している方 ◆詳細は、裏面参照 《中小企業者》 ◎法人の場合…府内に事業所又は営業所がある企業 ◎個人の場合…原則、府内において所得税、事業税を申告している方 《組 合》 中小企業等協同組合、協業組合、商工組合及び同連合会、商店街振興組合及び同連合会、生活衛生同業組合及び同連合会等 《特定非営利活動法人》 府内に事務所を有する特定非営利活動法人 ※京都府税・京都市税（京都市内に事業所等を有しない方は府税のみ）の滞納がないこと
資 金 使 途 融 資 期 間 等	◆運転資金、設備資金 10年以内 ＜原則、元金均等月賦返済。必要に応じ、2年以内の据置可＞
融 資 利 率	◆詳細は、裏面参照
融 資 限 度 額	◆詳細は、裏面参照
担保・保証人	◆保証協会の信用保証が必要 ◆連帯保証人は、必要に応じて徴求する（ただし、法人代表者（組合の場合は代表理事）以外の連帯保証人は原則徴求しない）
受 付 機 関	◆京都府・京都市制度融資取扱金融機関 （ 京都銀行、南都銀行、滋賀銀行、関西みらい銀行、福邦銀行、 京都信用金庫、京都中央信用金庫、京都北都信用金庫、近畿産業信用組合、 京滋信用組合、三菱UFJ銀行、商工組合中央金庫 ）
実 施 期 間	◆融資制度によって実施期間が異なります。詳細は裏面参照

※ 御利用にあたっては、金融機関及び保証協会の審査があり、御希望に添えない場合があります。

新型コロナウイルス対応緊急資金等 融資概要

融 資 名	新型コロナウイルス対応緊急資金		災害対策緊急資金
対 象 保 証 制 度	普通保証	セーフティネット保証5号	セーフティネット保証4号
対 象 と な る 中 小 企 業 者 等	①直近1箇月間の売上高等が1年前から4年前までのいずれかの同期比で10%以上減少している方 または ②直近1箇月間の原材料費等が1年前から4年前までのいずれかの同期比で10%以上高騰しており、かつ、経営状況が悪化している方	＜業種指定＞ 市町村長の認定を受けた特定中小企業者（※1）	＜府内全市町村指定＞ 市町村長の認定を受けた特定中小企業者（※2）
融 資 利 率 （ 固 定 金 利 ）	年 1. 2 %	同左	年 0. 9 %
融 資 期 間	10年間(据置2年以内)	同左	10年間(据置2年以内)
資 金 使 途	運転資金及び設備資金	同左	運転資金及び設備資金
融 資 限 度 額	有担保2億円 無担保8千万円	普通保証とは別枠で 有担保2億円 無担保8千万円	
信 用 保 証 料 率	0. 3 5 %～1. 7 0 %	0. 7 5 %（一律）	0. 9 %（一律）
実 施 期 間	令和2年2月6日～令和6年3月31日 （※普通保証の設備資金は令和2年3月2日から対象）		セーフティネット保証4号の認定有効期間内に保証申込された分まで

（※1）セーフティネット保証5号に係る対象要件

次の①、②の要件のいずれかを満たす方

- ①指定業種に属する事業を行っており、最近3箇月間の売上高等が前年同期比5%以上減少の中小企業者。ただし、時限的な運用緩和として、新型コロナウイルス感染症による影響を受けている中小企業者にあつては、セーフティネット保証4号（事由：新型コロナウイルス感染症）の指定期間中は、直近の売上高等の減少と売上高見込みを含む3箇月間の売上高等の減少でも可
- ②指定業種に属する事業を行っており、製品等原価のうち20%以上を占める原油等の仕入価格が20%以上、上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない中小企業者

（※2）セーフティネット保証4号に係る対象要件

次の①、②の要件を全て満たす方

- ①指定地域内において、1年以上継続して事業を行っていること。
- ②災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近1箇月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2箇月を含む3箇月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。